

令和7年度三川町住宅取得支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に定住を目的として住宅を建設又は取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内で自ら居住する住宅（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 建設工事 住宅の新築工事をいう。
- (3) 新築住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物である戸建住宅又は併用住宅で、かつ、町内で新築され居住の用に供されたことのない期間が1年未満のものをいう。
- (4) 中古住宅 昭和56年6月1日以降に建設された住宅又は耐震補強（耐震診断の総合評点が1.0以上に改修）された住宅（売買により取得する住宅にあつては、令和7年4月1日以後に宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する建物状況調査（令和7年3月31日までに実施した中古住宅診断であつて、建物状況調査と同等と認められるものを含む。）を実施した又は実施予定の住宅）をいう。
- (5) 町内業者 本町に事務所若しくは事業所を設けており、法人町民税の課税対象となる法人又は町内に住所を有する個人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年2月12日までに建設又は取得した住宅に転入し居住する者。
- (2) 申請日において、交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。
- (3) 公共事業による移転補償又は損害賠償等の補てんを受けていないこと。
- (4) 本補助金以外に国費を財源とする住宅取得に係る補助金を受けない者。

(交付対象事業費)

第4条 補助金の交付対象事業費は、住宅（建物本体）の建設又は取得に要した費用（以下「当該費用」という。）が100万円以上（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の費用に限る。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 住宅の建設又は新築住宅の購入の場合は、当該費用に100分の2を乗じて得た額（限度額20万円）とする。
- (2) 中古住宅の購入の場合は、当該費用に100分の1を乗じて得た額（限度額10万円）とする。
- (3) 補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切捨てるものとする。

2 前項の補助金の交付は、当該交付対象者につき1回限りとする。

(補助金の加算)

第6条 町内業者と契約締結して住宅を建設又は購入する場合は、別表第1に定める加算補助率を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）を補助金の額に加算して補助する。

（交付申請及び申請書受付期間）

第7条 交付対象者は、建設工事の着手前又は購入住宅の所有権移転登記申請の前に、住宅取得支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、工事着手前又は所有権移転登記前までに提出することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

- （1） 位置図、配置図、求積図、求積表、各階平面図、立面図
- （2） 市区町村で発行する納税証明書（申請者及び同一世帯となる家族全員）
- （3） 住宅及び土地の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し（住宅購入の場合に限る。）
- （4） 建築基準法に基づく検査済証の写し等（住宅購入の場合に限る。）
- （5） 建設工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けるものとする。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、住宅取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、補助金の交付決定に際しては、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第9条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に交付決定額の変更、災害その他やむを得ない事由により令和8年2月12日までに建設又は取得した住宅に転入し居住することが困難であると見込まれる場合又は申請を取下げしようとするときは、住宅取得支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、住宅取得支援事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、当該事業を完了後1か月以内又は令和8年2月12日のいずれか早い日までに、住宅取得支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により令和8年2月12日までに提出することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

- （1） 住宅の建設又は購入に要した費用に係る領収書の写し
- （2） 住民票（世帯全員）
- （3） 住宅の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
- （4） 建設工事中及び工事完了写真（住宅建設の場合に限る。）
- （5） 購入した住宅の写真（住宅購入の場合に限る。）
- （6） 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した後、関係書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行なった上で、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し住宅取得支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）に

より通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、住宅取得支援事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、第11条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由による場合は、この限りではない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2） 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（3） その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 補助金の加算補助率及び加算の限度額

住宅の建設又は新築住宅の購入の場合			
町内業者と契約	加算補助率	3 / 1 0 0	(加算の限度額 3 0 万円)
中古住宅の購入の場合			
町内業者と契約	加算補助率	1 . 5 / 1 0 0	(加算の限度額 1 5 万円)